


所管部課	総務部職員課	部長	北田 和雄			
件名	東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則	東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>1) 改正の要旨 東京都の「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正（平成28年1月1日施行）」において、特別休暇のうち、妊娠症状対応休暇に関する規定について変更が生じたことから、当市の規則について同様の内容にて改正するものである。</p> <p>2) 主な改正内容 妊娠症状対応休暇の取得要件について、これまでの1回の妊娠について2回までとなっていた回数制限を除く。 取得にあたり、休暇の期間に週休日及び休日及び代休日を含まないこととする。 ※取得日数については10日以内で変更無し。</p> <p>3) 施行日等 平成28年4月1日</p> <p>4) 影響及び効果 職員にとってより取得しやすい状況となる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに規則改正の手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。